

三、會員ノ名譽否損若シクハ利益ニ反スル行爲

四、虚偽ヲ以テ共濟金ヲ請求シ或ハ之ヲ受ケタル者

五、理由ナクシテ二ヶ月以上會費ヲ滞納シタルモノ

六、本工場會員ノ承認ナク會費消費シタルモノ

七、本工場工員ニ對シ多大ナル功勞有リタルトキハ委員又ハ總會ノ決議

ニ依リ之ヲ表彰ス

當工場救濟金額左ノ如シ

一、會員ハ負傷又ハ疾病ノ爲メ十日以上休業シタル場合ハ見舞金トシテ

金二回贈與スルコト

二、會員ノ家族ニ於テ死亡シタル場合ハ左ノ如ク香料トシテ贈與スルコト

ト
三才以下 金 一 圓 四才以上 金 三 圓

三、婦人會員ニシテ出產シタルトキハ產見舞トシテ金一圓ヲ贈與スルコト

ト
四、會員ハ徵兵ニ服スル場合ハ餓別トシテ金五四贈與但シ豫後備短期兵

ハ金二回贈與スルコト

五、會員ハ死亡シタル時ハ香奠トシラ金拾圓贈與スルコト

ト
六、會員ハ不可抗力ニ依リ災害ニ遭遇シタル場合ハ惠與金トシテ金五四

贈與スルコト

七、會員老衰ノ爲メ退職スル場合ハ惠與金トシテ金拾圓贈與スルコト

八、會員ハ新世帶ヲ持ツ方ニ金一圓贈與ス

九、會員ハ疾病又ハ負傷ノ爲メ服業シ能ハズシテ家政困難ト認メタルト

キハ係員ヲ派遣シ精密ナル調査ノ上總會ノ決議ニ依リ共濟金募集シ

救濟スルコトアルベシ

第十一條 本規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラザレバ變更又ハ訂正スルコトヲ得ズ
本規約ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
ト
以上
以

工 場 貯 金 規 約

第一條 當工場内ニ貯金規約ヲ設ケ左ノ各項ニヨリ積立ス

一、貯金ハ毎月金 圓トス

二、積立方法ハ郵便貯金トナシ各人ノ名儀ヲ以テ通帳ヲ受ケルコト

三、預金ハ毎月十四日ニ集金スルコト

四、本通帳ハ會計並ニ監査役之ヲ保管ス

イ、本會員退職並ニ死亡シタルトキ

ロ、會員一同ノ必要ト認メタルトキ

但シ定額以上積立タル金員ハ本人必用ニ應シ委員ノ承認ヲ得テ拂戻

シスルコトヲ得

第三條 本貯金規約ヲ無視シ又ハ履行セザル者ハ工場規約第九條ノ項目ニヨルコ

ト本規約ハ大正拾參年壹月ヨリ之ヲ實行ス
ト
以上
以